

22 雲仙市監査委員告示第4号

地方自治法第242条第1項の規定により実施した住民監査請求に伴う監査の結果について、同条第4項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成22年9月22日

雲仙市監査委員 山 田 義 雄  
雲仙市監査委員 福 田 大 東

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

(代表者) 住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

### 2 請求書の提出日

平成22年7月23日

なお、提出された請求書の要件審査の結果、一部に事業名や事業実施年数に誤りがあること、返還請求をだれに求めるのか記載がないことなど不備があったことから補正を求めたところ、平成22年7月29日補正された請求書が提出された。

### 3 請求の内容

#### (1) 主張する事実

雲仙古湯地区で実施した「雲仙市街なみ整備助成事業」の対象者が、雲仙温泉まちなみファサードコンテストに参加することにより「雲仙市わがまち再生事業」から補助金が交付されている事業（以下、「本件事業」という）についての請求である。

(請求書原本抜粋)

- ① 雲仙古湯地区街なみ環境整備事業を導入し、補助金600万円を上限に実施しているが、本件事業は5年間の継続、事業費予算5億9000万の事件決議がない。この方法は、受益者負担割合が公会計上明確でない不当支出であり、議会の議決が必要である。
- ② 神社に所有権がある土地、建物に600万円補助金交付は不当支出である、公金の管理の怠る事実にあたり、市長は神社に返還措置を請求する。
- ③ 別所地区、寺の馬場地区（以下「2地区」という）への地域拡大は国土交通省の内閣官房都市再生本部の承認を得ていない2地区の事業費予算について議会は審議可決していない執行不当であり公金の管理の怠る事実であり、市長は返還措置を請求する。
- ④ 雲仙市における市税滞納者に対する行政サービス制限措置に今回の本件事業受益者を含む滞納総額1300万円該当者に補助金支出は不適切な公金支出に当たる市長は返還措置を請求する。
- ⑤ 本件事業の第2回雲仙温泉まちなみファサードコンテスト募集要項（2）対

象物件の条件と街づくり協定、別紙2「修景基準」では新築工事600万円の補助は想定していない、補助金交付要綱1-①住宅等修景費で新築を対象事項に追加等は一環性に乏しく、議会質問では不当に対し中山観光物産まちづくり推進本部長は陳謝し認めた。今回の新築は個人の財産の取得であり補助金交付は不当である公金の管理を怠る事実にあたり、市長は返還措置を請求する。

- ⑥ 従って公金の支出は違法である。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に違反し公金の管理を怠る事実にあたるため市長は返還義務を負う。
- ⑦ 財源内訳の負担割合と上限設定は条例、規則が必要である。今回は補助対象事業費がなく補助限度を600万とする、その財源内訳、国3分の1、市3分の2とする。補助要綱に反することから負担金条例が必要。

#### (2) 要求する措置

本件事業から支給した補助金は、公金の不当な支出であり違法である。  
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に違反し公金の管理を怠る事実にあたるため市長に対して補助金全額を国及び市に返還することを請求する。

#### 4 請求の受理

本請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条の所定の要件を備えているものと認め、平成22年7月29日受理した。

### 第2 監査の実施

#### 1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 本件事業実施までの事務処理、関係する例規等の整備状況、予算措置等一連の事務処理について違法性があるか確認する。（請求書抜粋①⑦）
- (2) 神社に所有権がある土地・建物について補助金の不当支出があるか確認する。（請求書抜粋②）
- (3) 別所地区、寺の馬場地区の事業実施地区は、国土交通大臣から承認を受けた「街なみ環境整備方針」や「街なみ環境整備事業計画」の区域に含まれているか確認する。（請求書抜粋③）
- (4) 雲仙市における市税滞納者に対する行政サービス制限措置があり、本件事業の受益者の中に滞納者がいたことが、公金の管理を怠る事実にあたるか確認する。（請求書抜粋④）
- (5) 第2回雲仙温泉まちなみファサードコンテスト募集要項、街づくり協定書、わ

がまち再生事業費補助金交付要綱等に記載された新築、改築の内容及び資料の主旨について確認する。(請求書抜粋⑤)

- (6) 本件事業が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に抵触するかどうか確認する。(請求書抜粋⑥)

## 2 監査対象部局

観光物産まちづくり推進本部 観光物産まちづくり推進課

## 3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成22年8月9日証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人は陳述において請求の主旨の補足説明を行い、陳述書を提出したが、新たな証拠は提出されなかった。

## 4 関係職員の調査及び陳述

監査対象部局に対して、関係書類の提出を求めるとともに、平成22年8月19日、観光物産まちづくり推進本部長、同課長、同課長補佐、同主査に出席を求め請求人の主張等についての調査を行った。平成22年8月23日、観光物産まちづくり推進課長、同課長補佐、同主査の出席により、午前中2回目の調査を行い、午後からは観光物産まちづくり推進課長補佐の立会いによる現地確認を行った。

平成22年8月30日、関係職員の陳述の機会を設け、観光物産まちづくり推進課長、同課長補佐、同主査の出席があり、課長が請求人の主張等に対する陳述を行った。

平成22年9月15日、観光物産まちづくり推進本部長、同課長補佐から3回目の調査を行った。

## 5 関係人からの事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、本件事業の計画当時、まちづくり推進課長であった元雲仙市職員へ協力を求め、平成22年9月9日に事情聴取を行った。

## 6 学識経験者からの意見聴取

地方自治法第199条第8条の規定に基づき、本件事業の根拠法令の解釈や関係する例規等の整備について学識経験者（弁護士2名、町村会振興課）からの意見を求め平成22年9月3日、平成22年9月10日、聴取に出向いた。

## 第3 監査の結果

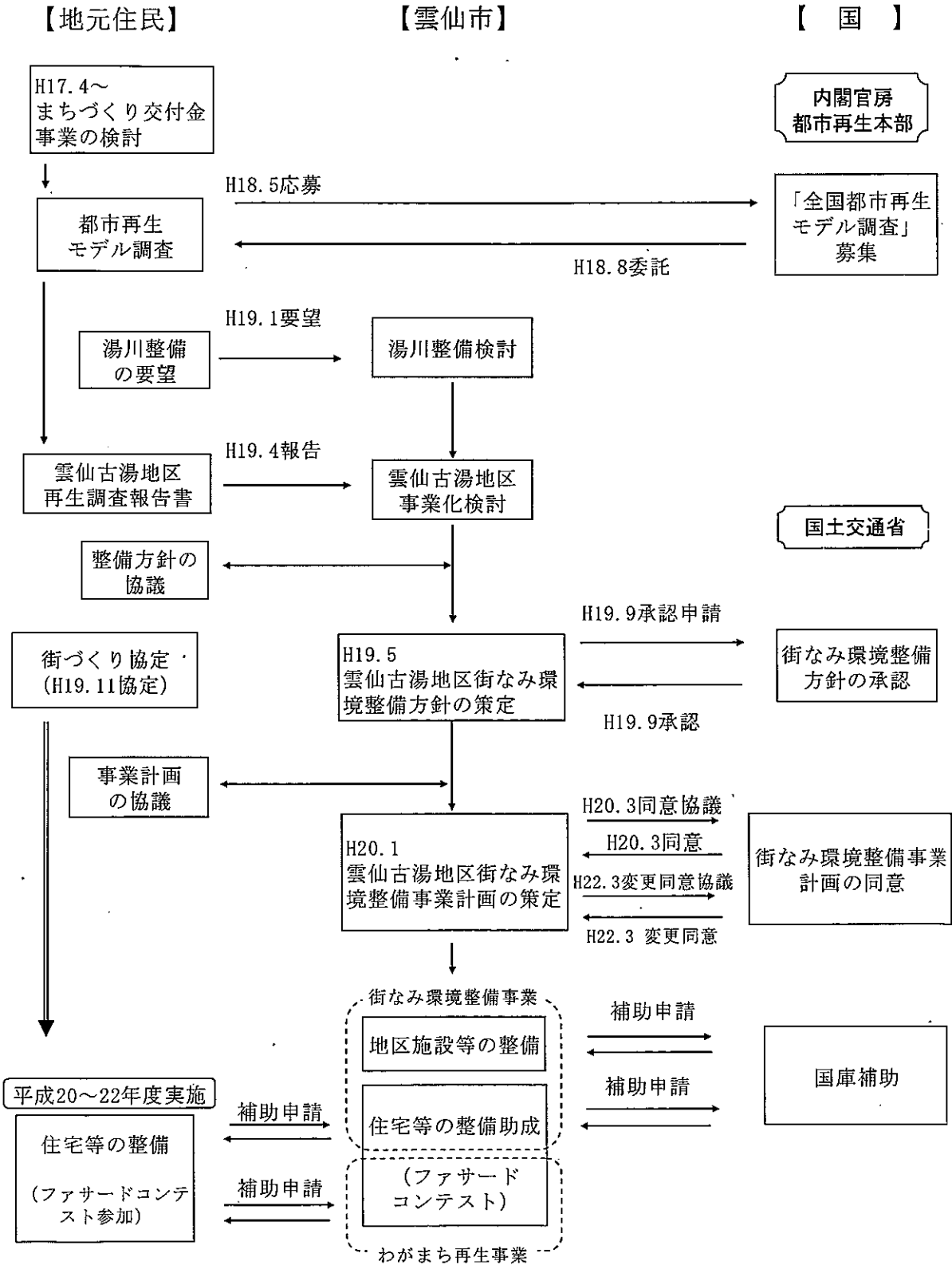
### 1 事実関係の確認

関係書類の調査、関係職員及び関係人からの聴取の結果、次のような事実関係を認

めた。

(1) 本件事業実施までの事務処理、根拠法令や関係する例規等の状況、予算措置等  
一連の事務処理について

① 本件事業実施までの事務処理



② 根拠法令や関係する例規等の状況

事業名	根拠法令等
雲仙市街なみ整備助成事業	補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律 (昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号)
	街なみ環境整備事業制度要綱 (平成 5 年 4 月 1 日建設省住整発第 27 号建設省住宅局長通知)
	街なみ環境整備事業費補助金交付要領 (平成 5 年 4 月 1 日建設省住整発第 38 号建設省住宅局長通知)
	雲仙市補助金交付規則 (平成 17 年 10 月 11 日 規則第 42 号)
	雲仙市街なみ整備助成事業費補助金交付要綱 (平成 19 年 3 月 28 日 告示 31 号)
雲仙温泉まちなみ ファサードコンテスト	雲仙市補助金交付規則 (平成 17 年 10 月 11 日 規則第 42 号)
	雲仙市わがまち再生事業費補助金交付要綱 (※ 1) (平成 19 年 3 月 28 日 告示 32 号)

(※ 1) 雲仙市わがまち再生事業費補助金交付要綱 (平成 19 年 3 月 28 日 告示 32 号) について、平成 20 年 3 月 27 日に雲仙市街なみ整備助成事業を対象とする一部改正が起案され決裁を受けているが、その後補助金交付要綱の一部改正について告示が平成 22 年 4 月まで行われていなかったことを確認した。

③ 予算等の議決

本件事業の平成 20 年度予算については、平成 20 年第 1 回雲仙市議会定例会において、平成 20 年 3 月 21 日 可決。  
また、平成 21 年度予算については、平成 21 年第 1 回雲仙市議会定例会において、平成 21 年 3 月 18 日 可決。

(2) 神社に所有権がある土地・建物について

本件事業の補助対象者の土地及び建物について神社所有であるかどうかの事実確認を行うため、長崎地方法務局諫早支局から登記事項証明書を取り寄せ、また、本市税務課より家屋課税台帳 (補充) 兼評価調書、総合名寄帳、登記済書 (写) の提出を求め、監査を行った。また、併せて、補助金交付について、平成 21 年度雲仙市街なみ整備助成事業費補助金及び雲仙市わがまち再生事業費補助金の申請から交付決定、実績報告、確定、支出までの一連の関係書類について監査を行った。

その結果、補助対象者の建物については、神社所有ではなく個人所有のものと確認した。土地については補助対象ではないが、神社所有と確認された。なお、この神社所有の土地は建物所有者と賃貸契約がなされ、土地賃借料は神社に支払っていることを確認

した。また、この神社所有の土地については、宗教上の用途に供していないことから、市では非課税扱いとはせず、固定資産税を課税していることを確認した。

補助金交付については、一連の関係書類を調査した結果、法令等の定めるところにより支出されていたことを確認した。

### (3) 別所地区、寺の馬場地区の事業実施地区について

平成18年5月に雲仙商店街協同組合が内閣官房都市再生本部が募集する全国都市再生モデル調査に応募し、全国541件の提案の中から159件が選定されその中の一つに雲仙古湯地区が選ばれ、都市再生モデル調査事業により調査を行い、平成19年3月に雲仙古湯地区再生調査報告書が市に提出されている。この報告書を受け、市としては雲仙商店街協同組合と協議を行い、市民生活の安全と雲仙の活性化等について検討を重ね、雲仙古湯地区街なみ環境整備方針を策定し、平成19年9月28日付けで国土交通大臣の承認を得ている。この承認を受けたことから雲仙古湯地区街なみ環境整備事業計画書を策定し、平成20年3月6日付けで同意協議書を国土交通大臣に提出し、平成20年3月31日付けで同意する旨の通知がなされていたのを関係書類で確認した。

また、この雲仙古湯地区街なみ環境整備方針並びに雲仙市古湯地区街なみ環境整備事業計画における整備区域は地元との協議並びに事業承認に向けた国及び県との事前協議の中で指導を受け、現在の雲仙商店街及び周辺地域7.1haとし、事業地区名称はその地区の代表的な地区名を使用することで「雲仙古湯地区」と設定した。なお、所在地は雲仙市小浜町字別所及び字湯里としており、この所在地には、国土交通大臣から整備方針の承認及び整備計画の同意を得た当初から別所地区の一部と寺ノ馬場地区の一部は含まれており、その後、地域を拡大する等、内容の変更は行われていないことを関係書類で確認した。

### (4) 市税滞納者に対する行政サービス制限措置の対象事業について

請求者から「雲仙市における市税滞納者に対する行政サービス制限措置」（平成22年5月現在）の一覧表が事実証明として提出された。その内容は雲仙市広告事業実施要綱、雲仙市国民健康保険短期被保険者交付事務取扱要綱、雲仙市夢トリアル事業補助金交付要綱、雲仙市営住宅管理条例、雲仙市建設工事等入札参加の資格審査及び選定要綱、雲仙市太陽光発電システム導入費補助金交付要綱など21項目についてまとめたものである。

この事実を確認するために、雲仙市例規集の条例、規則、要綱等に税滞納者の制限が設けられているのか所管課並びに直接条例等の内容を精査したところ、雲仙市生ゴミ処理機器等購入補助金交付要綱並びに雲仙市奨学資金貸付基金条例の審査基準の2項目については、市税滞納に係る制限は設けられてなく、その他の19項目については制限が規定されているのを確認した。

なお、21項目の中で補助金交付に係る要綱は、雲仙市夢トリアル事業補助金交

付要綱、雲仙市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱、雲仙市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付要綱、雲仙市民間建築物耐震化事業補助金交付要綱、雲仙市水洗便所等改造資金利子助成要綱、雲仙市太陽光発電システム導入費補助金交付要綱の6項目となっていることを確認した。

以上のことから、「雲仙市の市税滞納者に対する行政サービスの制限措置」について、条例、規則、要綱等に規定しているものは、現状としては19項目でその内補助金交付については6項目となっていることを確認した。

請求者の主張は、「雲仙市における市税滞納者に対する行政サービス制限措置」（平成22年5月現在）の一覧表を事実証明として、雲仙市街なみ整備助成事業費補助金及び雲仙市わがまち再生事業費補助金の支出は公金の管理の怠る事実として市長に対し返還の措置を請求しているが、「雲仙市における市税滞納者に対する行政サービス制限措置」（平成22年5月現在）を規定した補助金交付要綱は6項目であり、雲仙市街なみ整備助成事業費補助金及び雲仙市わがまち再生事業費補助金交付要綱には、制限措置についての規定はないことを確認した。

請求者は6月の議会定例会における一般質問での内容を事実証明として提出し、意見陳述においても補助金交付を受けた対象者の中に、1名か2名定かではないが市税を1,300万円滞納しているものがあるとの主張であり、この確認を行った。

確認の方法は、本市市民生活部収納推進課に雲仙市街なみ環境整備事業補助金交付対象者に係る滞納状況について、補助金交付申請時点での照会を行ったところ、全体として、7件で総額約990万円の滞納があった。その後、平成22年8月現在までに7件、約440万円納付され、5件が完納されていることを確認した。

#### (5) 本件事業における新築工事について

雲仙市街なみ整備助成事業の実施予定者の中から参加するファサードコンテストは、デザインの公募であることから補助金交付申請前に細かく事業内容を決定し、対象建物について現況の図面、写真、用途等、公表する必要があったこと。宿泊施設として募集していた1棟について廃業し、新たにベーカリーとして新築することに計画を変更したことから追加募集を行っていることを確認した。

募集要項に添付されていた雲仙古湯地区周辺街づくり協定「修景基準」については、協定に参加した協定者の区域内における街なみ整備の目標とする修景基準であり、新築や改築等の方法について定めたものではないことを確認した。

補助金交付要綱1-①住宅等修景費で新築を対象事項に追加しているとは、雲仙市わがまち再生事業費補助金交付要綱の別表に記載されたハード事業1建物等修景事業に要する経費であり、平成20年4月1日に一部改正され補助対象として追加されていることを確認した。

観光物産まちづくり推進本部長の議会での陳謝については、平成22年第2回雲仙市議会定例会（平成22年6月8日）の一般質問において、「第2回ファサードコン



テストの募集要項に造園デザイナーの名前が明記されていることについて、運営委員会より要項に記載するよう依頼があり記載したことが、いずれにしる誤解を招いたことに間違いなくお詫びした。」このことを指すものであると確認した。

国庫補助である街なみ環境整備事業費補助金交付要領や雲仙市街なみ整備助成事業費補助金交付要綱、雲仙市わがまち再生事業費補助金交付要綱においても、住宅等の新築、増築、改築、大規模な修繕及び大規模な模様替えに係る工事費のうち外観に係る経費は必要な費用として補助対象の範囲に含まれていることを確認した。

## 2 監査委員の判断

### (1) 本件事業実施までの事務処理、関係する例規等の整備状況、予算措置等一連の事務処理について

雲仙市わがまち再生事業費補助金交付要綱について、雲仙市街なみ整備助成事業を対象とする一部改正が行われているが、決裁後に、告示が行われていなかったことについて、告示の必要性と一部改正要綱の効力について判断する。

今回の告示とは、公表行為自体を指すもので、条例・規則等の公布について地方自治法第16条第5項には、「前2項の規定は、普通地方公共団体の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。」とあり、雲仙市公告式条例の適用を受ける。雲仙市公告式条例では規程の公表として第4条に、規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して、市長印を押さなければならない。」とある。

要綱とは、行政内部の職員に対する事務処理や手続、内部組織等について定めた内部訓令的なものと条例規則等に基づく委任要綱として補助金交付等について定めたもの、行政指導等について定めたものに分類できる。

今回の補助金交付要綱については、補助金交付の趣旨、対象経費、補助額等について定めたものであることから雲仙市補助金交付規則に基づく委任要綱であり、先に示した告示が必要であると判断する。

なお、この告示を怠ったことにより平成22年7月23日付、関係職員1名が訓告、7名が口頭注意を受けていることを確認した。

次に、この一部改正要綱の効力であるが、地方自治法第14条第2項に、「地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」とある。これは住民の代表である地方議会が定める法規である条例で定めなければ、住民の権利を制限したり、義務を課したりすることはできないというものである。

この規定は、一般的に「侵害留保の原則」に基づくものと考えられている。「侵害留保の原則」とは、住民の権利を制限したり義務を課す時は、法律又は条例の根拠が必要である。したがって、補助金の交付や長の庁舎管理権による行為制限など侵

害留保原則の範囲外のものについては、条例の根拠を必要としないとされている。

このことから、地方自治法第232条の2の規定は、「地方公共団体はその公益上必要がある場合においては寄附又は補助することができる」とあるが、その方法について規定されていない。

また、地方公共団体の長の担当事務を規定した地方自治法第149条2に「予算を調整し、及びこれを執行すること。」と規定され、予算の調整権及び執行権は長に専属するものであり、議会や他の執行機関はこれを有しないものである。

以上のことから、補助金の交付に関することは市長の権限に属する事項であると捉え、告示がなかったとはいえ平成20年3月27日に起案され決裁も当時終わっていることから、この一部改正要綱については、効力があると判断する。

次に、請求人が「雲仙古湯地区街なみ環境整備事業を導入し、補助金600万円を上限に実施しているが、本件事業は5年間の継続、事業費予算5億9千万円の事件決議がない。この方法は、受益者負担割合が公会計上明確でない不当支出であり、議会の議決が必要である。」との主張である。

このことについては、地方自治法第2条第4項において「市町村は、地域の事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と規定されている。これは、市の発展のために立てられる各種の具体的な計画の全ての基本となるべき基本構想については議会の議決が必要であると規定しているものである。請求人が主張する本件事業は、国土交通省の同意を得た一部地区の整備計画であり、5ヵ年計画で総額5億9千万円となっているが、市の総合計画的で基本構想にあたるものでないため議会の議決を必要とするものではないと判断する。なお、事業実施においては、単年度、単年度で予算を議会に上程し、議会の議決を経ている現状である。

次に「財源内訳の負担割合と上限設定は、条例、規則が必要である。今回は補助対象事業費がなく補助限度を600万とする、その財源内訳、国1/3、市2/3とする。補助要綱に反することから負担金条例が必要」とする請求人の主張である。

このことについて、市では本事業を実施するにあたり、雲仙市補助金交付規則や雲仙市街なみ整備助成事業費補助金及び雲仙市わがまち再生事業費補助金交付要綱の規定に基づき実施している。また、この要綱等の中には補助対象経費や補助率並びに補助限度額は規定されており、補助金交付事務についてはこれらの規定に基づき行われているため違法でないと判断する。なお、補助金とは市が特定の事務、事業に対し、公益性があると認め、その事務事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付であることから、受益者から負担金を取る為の負担金条例を制定する必要はないと判断する。

(2) 神社に所有権がある土地・建物について

補助対象者の建物については、神社所有ではなく個人所有である。土地については、神社所有であるが宗教上の用途に供していないことから、固定資産税は非課税扱いとはせず、課税されている。本件事業は建物所有者である個人が実施している。以上の確認から、神社に所有権がある土地・建物について補助金の支出はないと判断する。

(3) 別所地区、寺の馬場地区の事業実施地区について

本件事業の対象区域は、雲仙古湯地区街なみ環境整備方針において定める「街なみ環境整備促進区域」と、雲仙市古湯地区街なみ環境整備事業計画において定める「街なみ環境整備事業地区」とがある。共に現在の雲仙商店街及び周辺地域の7.1haであり本件事業実施箇所すべて含まれていることを確認したことから、当初から別所地区の一部、寺の馬場地区の一部地域は国土交通省の承認を得ていると判断する。

(4) 市税滞納者に対する行政サービス制限措置の対象事業について

請求者の主張は、「雲仙市における市税滞納者に対する行政サービス制限措置」(平成22年5月現在)の一覧表を事実証明として、雲仙市街なみ整備助成事業費補助金及び雲仙市わがまち再生事業費補助金の支出は公金の管理の怠る事実として市長に対し返還の措置を請求している。この一覧表に記載された行政サービスについては、それぞれの条例、要綱等により制限措置を行っているもので、雲仙市街なみ整備助成事業費補助金及び雲仙市わがまち再生事業費補助金交付要綱には、制限措置についての規定はないことから、補助金の支出は公金の管理の怠る事実にあたりないものと判断する。

(5) 本件事業における新築工事について

ファサードコンテスト募集要項や補助金交付要綱に新築を対象事項に追加していることは一貫性に欠しく、今回の新築は個人の財産の取得であり補助金交付は不当である公金の管理を怠る事実にあたるとの主張について、ファサードコンテストはデザインの公募であることから街なみ整備助成事業の申請前から細かく事業内容を決定し公表しているが、途中計画変更があり追加募集をおこなっている。雲仙市補助金交付規則及びわがまち再生事業費補助金交付要綱に抵触する処理でないことを確認した。また、国庫補助である街なみ環境整備事業費補助金交付要領や雲仙市街なみ整備助成事業費補助金交付要綱、雲仙市わがまち再生事業費補助金交付要綱においても、住宅等の新築、増築、改築、大規模な修繕及び大規模な模様替えに係る工事費のうち外観に係る経費は必要な費用として補助対象の範囲に含まれていることから、公金の管理を怠る事実にあたりないものと判断する。

(6) 本件事業が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に抵触するかどうかについて

これまで、請求者が主張する事実について確認し、判断してきたところであるが、公金の違法な支出について確認することはできなかった。よって、このことから、本件事業が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に抵触していないものと判断する。

### 3 監査の決定

本件請求については、合議により次のように決定した。

雲仙古湯地区で実施した「雲仙市街なみ整備助成事業」の対象者が、雲仙温泉まちなみファサードコンテストに参加することにより「雲仙市わがまち再生事業」から補助金が交付されている事業は、公金の不当な支出であり違法であることから、市長に対して補助金の返還を求める請求については、理由がないものと判断し、本件請求を棄却する。

### 4 監査委員の意見・要望

雲仙市は合併後、平成19年3月に雲仙市総合計画、雲仙市行政改革大綱及び集中改革プラン、及び雲仙市中期財政計画を策定し、現在の厳しい経済状況の中で、持続可能な財政の健全性を維持するために、自主財源の確保はもとより、各種事務事業の見直しを行い、経費の削減合理化が図られているところである。

しかしながら、ますます厳しくなる財政状況の中で、更に無駄のない適正な行財政運営を目指して行く必要があり、市民のための行政という観点から、公平・公正な予算の確保と執行に努めなければならないのはいうまでもなく、わかりやすい透明性のある行財政運営に心がけることは当然で、いやしくも市民に誤解を与え、不信感を招くようなことがあってはならない。

住民監査請求は、市民の市に対する不信感の表われであり、わかりやすく、公平・公正な行政をしなければならないという声であると重く受け止め、今後の行財政運営に活かさなければならない。

そこで、今回の監査結果を基に次の点について指摘し改善を要望する。

#### (1) 要綱の改正の告示・公表の忘れについて

要綱において法規的性質を有する行政の決定で広く市民その他の外部的な事項に関わるものは、公表を要することから、今回、関係職員等は、要綱の改正で決裁は受けていたが、告示行為及び公表を怠っていたことが判り、事務処理に不手際があったことを市長並びに総務部長は議会答弁で認め、本年7月に関係職員に対して訓告処分が行われていた。このような事務処理ミスは、二度とあってはならないことであり再発

防止に向けたチェック体制を早急に構築されたい。

(2) 市税滞納者に対する補助金の交付について

補助金交付要綱等に市税滞納者に対する行政サービス制限措置がないからといって、補助金対象者の中に滞納者がいることは、市民感情からみても好ましいことではない。

税の公平・公正な負担という観点から、補助金交付対象者に滞納税があるものについてはその徴収に全力を尽くし、解消に努力されたい。

また、現在、雲仙市税等収入促進対策協議会で市税滞納にかかる補助金等制限についての検討が行われているとのことであるが、補助制度の趣旨に沿った、また、市民に十分納得できる内容での制限措置を構築されたい。

(3) 今後の補助金交付の支出について

補助金交付については、公益上必要があるかどうかを認定するのは市長及び議会であるが、全くの自由裁量行為でないことから客観的にも公益上必要があると認められなければならない。特に、市民の血税を財源とする補助金の支出であることを考慮すると、市民に対して補助金の目的や基準などをわかりやすく公表し理解を得るべきと考える。したがって、市民から誤解や不信感を持たれないよう、市民が納得できる公平・公正な補助金制度を確立するよう要望する。



## 雲仙市職員措置請求書

### 雲仙市長に関する措置請求の要旨

#### 1. 請求の要旨

先般の議会で、雲仙市長（以下「市長」という）が当初の商店街活性化事業から雲仙古湯地区街なみ<sup>環境整備</sup>景観事業（以下「本件事業」という）に変更し国庫補助金（以下「補助金」という）を導入し補助金600万円を上限に実施しているが、本件事業は<sup>5</sup>年間の継続、事業費予算5億9000万の事件決議がない。この方法<sup>は</sup>、受益者負担割合が公会計上明確でない不当支出である<sup>り</sup>、議会の議決が必要である。また、神社<sup>の</sup>所有権<sup>が</sup>である土地、建物に600万円補助金交付は不当支出である、公金の管理の怠る事実に当たり、市長は<sup>神社に</sup>返還措置を請求する。次の別所地区、寺の馬場地区（以下「2地区」という）への地域拡大は国土交通省の内閣官房都市再生本部の承認を得ていない2地区の事業費予算について議会は審議可決していない執行不当であり公金の管理の怠る事実であり<sup>返</sup>還措置を請求する。従って公金の支出は違法である。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法律」という）に違反し公金の管理を怠る事実にあたる市長は<sup>ため</sup>返還措置を請求する<sup>義務を負う。</sup>。

次に、雲仙市における市税滞納者に対する行政サービス制限措置に今回の本件事業受益者を含む滞納総額1300万円該当者に補助金支出は不適切な公金支出に当たる市長は返還措置を請求する。

第2回雲仙温泉新なみ

係る、本件事業の町並みファサードコンテスト募集要項（2）対象物件の条件と街づくり協定、別紙2「修景基準」では新築工事600万円の補助は想定していない、補助金交付要綱1-①住宅等修景費で新築を対象事項に追加等は一環性に乏し、<sup>く</sup>議会質問では不当に対し 観光物産まちづくり推進本部長は陳謝し認めた。大衆の血税を予算化して市民の福利増進を図り地域の活性化に起用する目的で地方自治体の事務事業はある。今回の新築は個人の財産の取得であり補助金交付は不当である公金の管理を怠る事実にあたる<sup>り</sup>市長は返還措置を請求する。

2・請求者

住 所  
職 業  
氏 名

住 所  
職 業  
氏 名

住 所  
職 業  
氏 名

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成22年7月23日

雲仙市監査委員

様

## 別紙事実証明書

- 1・財源内訳の負担割合と上限の設定は条例、規則が必要である。  
今回は補助対象事業費がなく補助限度を600万とする、その財源内訳、国3分の1・市3分の2となる。補助要綱に反することから負担金条例が必要。
- 2・本件事業は<sup>5</sup>3年間の継続事業であり事業費予算確保の5億9000万とその他条件項目の事件決議を法第96条第1項第2号で予算の確定をする。
- 3・公会計上、国、市、受益者との負担割合を明らかにし歳入歳出の予算を確保し正確を期すべである。継続事業は債務負担議決が必要（法第214-1）
- 4・神社<sup>に</sup>の所有権<sup>が</sup>である土地、建物に補助金交付は不当支出である。
- 5・補助対象地区外の別所地区と寺の馬場地区を追加して補助対象地区としている。是は国土交通省の事業認定が必要であり補助金交付は不当である。補助金適正化法にも違反する。
- 6・市税滞納者に補助金交付は公金の管理を怠る事実にあたる。
- 7・<sup>第2回雲仙温泉新築</sup>町並みファサードコンテスト募集要項（2）対象物件と街づくり協定別紙2「修景基準」では新築工事600万円の補助対象を想定せず、補助金交付要綱1-①住宅等修景費で新築を対象事項に追加等は法基準として一環性に乏しい、議会質問の不当に対し 観光物産街づくり推進本部長は陳謝し認めた。
- 8・今回の新築は個人財産の取得であり、<sup>不動産</sup>取得税対象物件でもある関係から補助金交付は不当である。